

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 及び住所	(株) 秋山工務店	茨城県水戸市堀町 1 1 0 8 番地 8
2. 指名停止措置期間	令和7年4月4日から令和7年5月3日まで（1か月）	
3. 指名停止措置の適用範囲	稲敷市が発注する建設工事等	
4. 事実概要	（株）秋山工務店は、県央農林事務所発注の畑地帯総合整備事業柳河地区道路付帯工事（水戸市柳河町）において、令和7年2月6日、バックホウを用いて傾斜地での作業を行うときに、使用する車両系建設機械の安定度、登坂能力等を踏まえた作業について計画を定めていなかったなど、不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。	
5. 指名停止理由	このことは、「稲敷市契約事務等に関する規程」（平成17年稲敷市告示第2号）（以下「規程」という。）別表第2第8号「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故」に該当する。 （稲敷市契約事務等に関する規程別表第2） 事故等に基づく措置基準	
	措置要件	期間
	1～7 （略）	
	（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内